

◎新潟県告示第727号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、新発田市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成24年5月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月2日（月）	午前10時から正午まで	サン・ワークしばた	新発田市全域
7月3日（火）	午後1時から3時30分まで	地域交流センター 屋内広場	
7月4日（水）			
7月5日（木）			
7月6日（金）			
7月9日（月）			
7月10日（火）		新発田市豊浦支所	
7月11日（水）		新発田市紫雲寺支所	
7月12日（木）		地域交流センター 屋内広場	
7月13日（金）			
7月17日（火）		新発田市農業研修センター	
7月18日（水）		新発田市加治川支所	
7月19日から平成25年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、1月2日、1月3日を除く	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会